

社会福祉士制度の見直しについて

(制度の現状)

- 社会福祉士制度の概要と現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 社会福祉士の任用・活用の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 社会福祉士資格取得方法の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 社会福祉士養成課程の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 社会福祉士を取り巻く状況の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

社会福祉士制度の概要と現状

社会福祉士制度導入の趣旨

社会福祉士制度は、増大する、老人、身体障害者等に対する介護需要に対応するために、誰もが安心して、老人、身体障害者等に関する福祉に対する相談や介護を依頼することができる専門的能力を有する人材を養成、確保することを目的として、昭和62年に創設された。

(※社会福祉士及び介護福祉士法案提案理由説明より一部引用)

(定義:「社会福祉士及び介護福祉士法」第2条第1項より)

「社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする者」

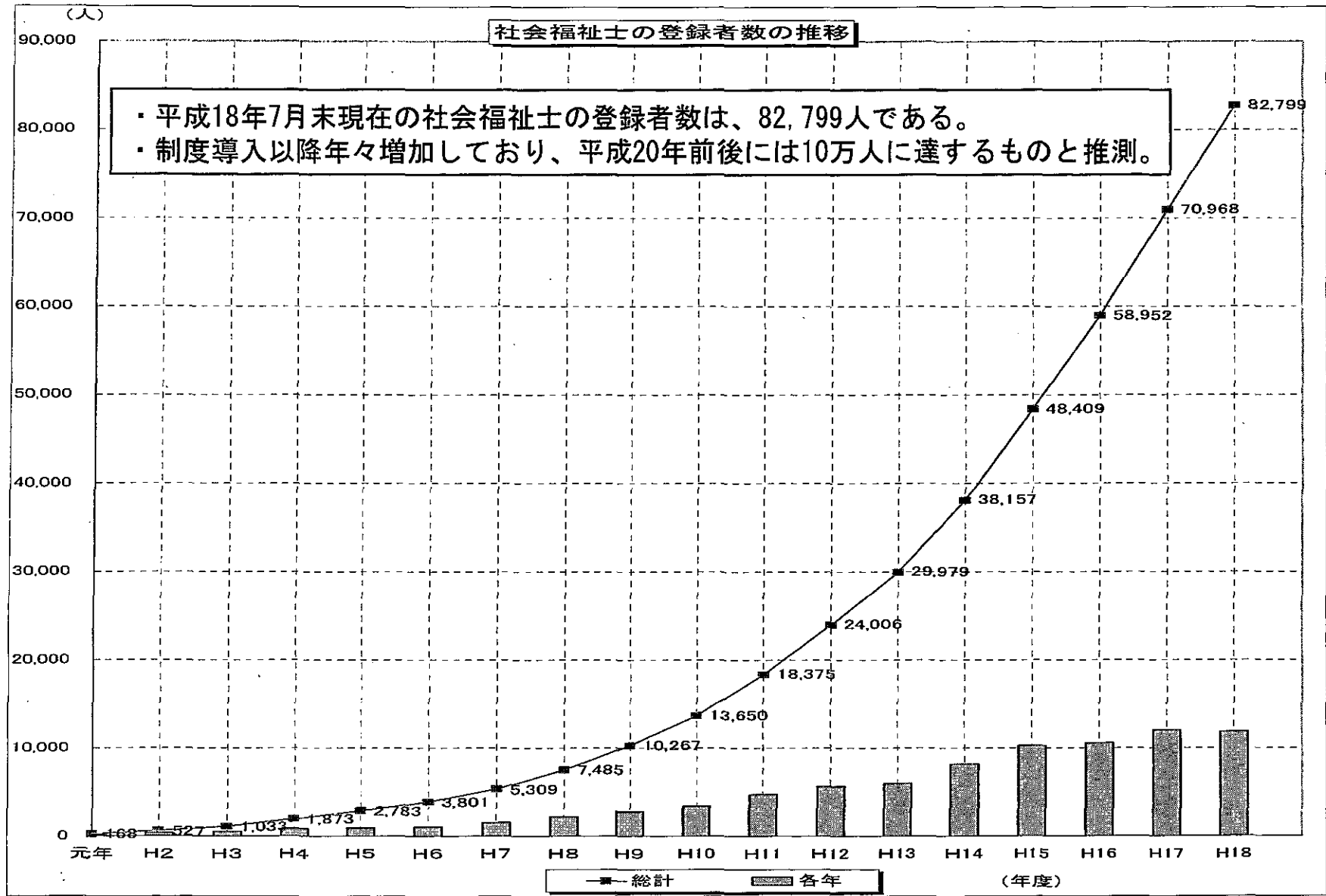
国際ソーシャルワーカー連盟の定義

※国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)によるソーシャルワークの定義と社会福祉士の実際との関係から、社会福祉士は国際的な意味においてもソーシャルワークを担う者であるという指摘もある(日本社会福祉教育学校連盟・日本社会福祉士養成校協会合同検討委員会『社会福祉士が活躍できる職域の拡大に向けて』)。

(参考)

ソーシャルワーク専門職は、人間の福利(ウェルビーイング)の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人びとのエンパワーメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である(IFSW,2000)。

社会福祉士資格取得者の状況



(注) 人数は、各年度9月末の登録者数。平成18年度は7月末現在の登録者数。

<参考>

社会福祉士の概要について

1 経緯及び概要

昭和62年3月23日に中央社会福祉審議会等福祉関係三審議会の合同企画分科会から出された「福祉関係者の資格制度の法制化について」（意見具申）に基づき、「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）」が第108国会において昭和62年5月21日成立、同5月26日公布された。

社会福祉士は、同法に基づく名称独占の国家資格であり、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする者をいう。

2 資格取得方法

福祉系4年制大学卒業者（指定科目履修）、社会福祉士指定養成施設卒業者、福祉事務所の査察指導員等で5年以上実務経験のある者等で、社会福祉士国家試験に合格し登録することが必要である。

3 社会福祉士国家試験の概要

○形態

年1回の筆記試験（1月の下旬に実施）

○筆記試験の科目（13科目）

①社会福祉原論 ②老人福祉論 ③障害者福祉論 ④児童福祉論 ⑤社会保障論 ⑥公的扶助論

⑦地域福祉論 ⑧社会福祉援助技術 ⑨心理学 ⑩社会学 ⑪法学 ⑫医学一般 ⑬介護概論

なお、第16回試験より、精神保健福祉士については、その申請により精神保健福祉士試験との共通科目（①、⑤、⑥、⑦、⑨、⑩、⑪、⑫の8科目）の試験が免除される。

○実施機関

社会福祉士及び介護福祉士法第10条第1項の規定により厚生労働大臣が指定した

（財）社会福祉振興・試験センター（Tel:03-3486-7521）

* 介護福祉士及び精神保健福祉士についても試験事務・登録事務を実施

○試験の実施状況（平成17年度実施の第18回試験結果）

受験者数43,701人、合格者数12,222人（合格率28.0%）

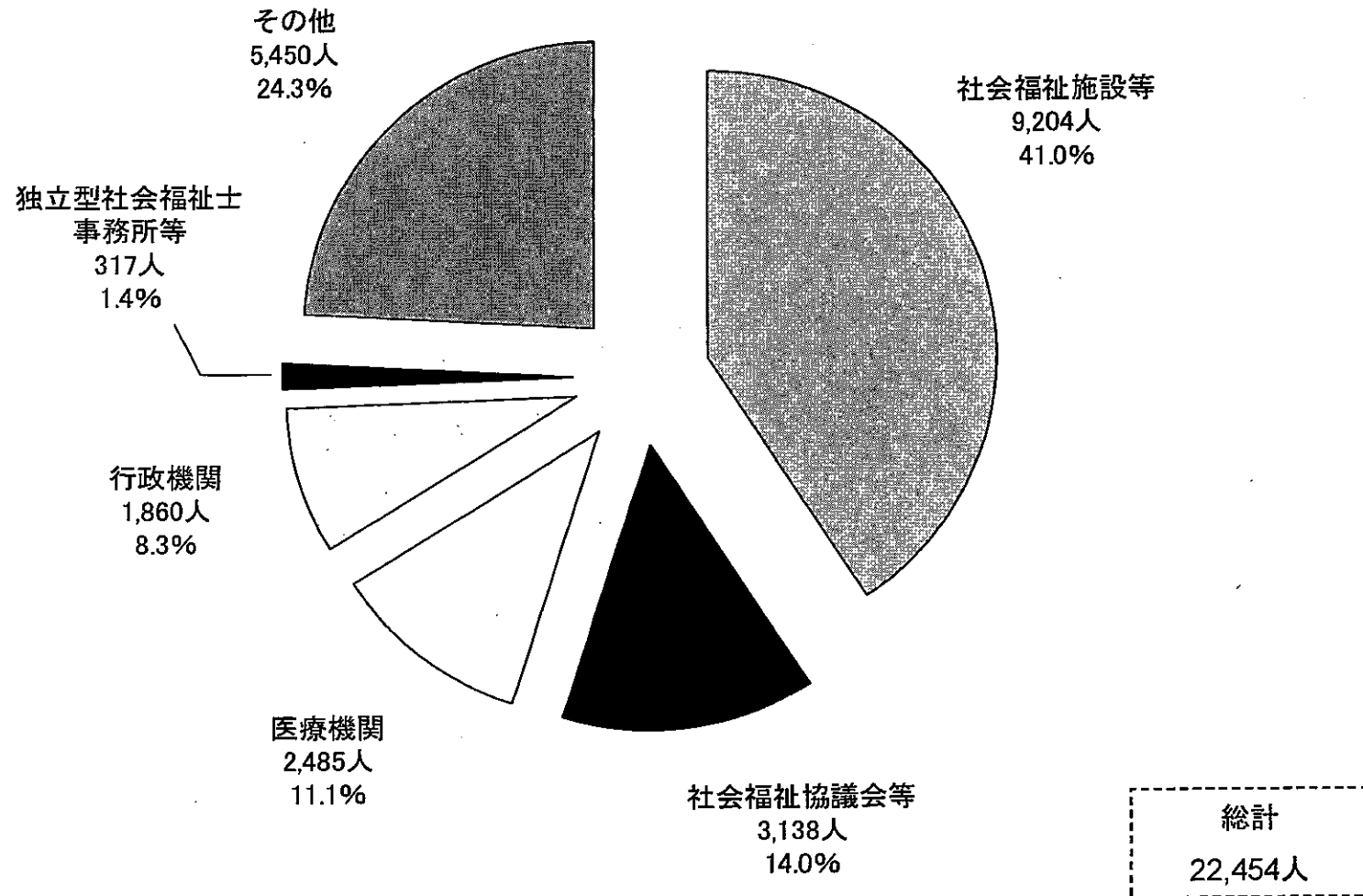
4 資格者の登録状況

82,799人（平成18年7月末現在）

社会福祉士の任用・活用の現状

社会福祉士資格取得者の就労状況(平成18年5月31日現在)

社会福祉士会の会員の就労状況は、施設と社会福祉協議会が半数以上を占めている。



(注)(社)日本社会福祉士会の会員のみを対象(日本社会福祉士会調べ)

介護保険事業従事者の生活相談員等に占める 社会福祉士の数

介護保険事業における生活相談員等の社会福祉士資格所持率は、入所系で約28%、通所系は約15%である。

単位：人

施設・在宅サービス	生活相談員等数	うち社会福祉士数	比率
○施設	13,504	3,753	27.8%
介護老人福祉施設	7,998	1,890	23.6%
介護老人保健施設	5,506	1,863	33.8%
○在宅サービス	35,797	5,363	15.0%
通所介護	26,656	3,158	11.8%
通所リハビリテーション	2,537	687	27.1%
短期入所生活介護	6,604	1,518	23.0%
合 計	49,301	9,116	18.5%

(注) 「介護サービス施設・事業所調査」厚生労働省大臣官房統計情報部（平成16年度・平成16年10月1日現在）
常勤・非常勤を含めた人数（実数）である。

社会福祉施設等における生活相談員等に占める 社会福祉士の数 <3-1>

社会福祉施設等における生活相談員等の社会福祉士資格所持率は、概して低い。

単位:人

社会福祉施設等	総数	うち社会福祉士数	比率
◎総数	53,633	3,343	6.2%
○保護施設	860	111	12.9%
救護施設	724	92	12.7%
更生施設	119	15	12.6%
授産施設	2	—	—
宿所提供施設	15	4	26.7%
○老人福祉施設	3,424	396	11.6%
養護老人ホーム(一般)	1,162	127	10.9%
養護老人ホーム(盲)	103	17	16.5%
軽費老人ホーム(A型)	253	25	9.9%
軽費老人ホーム(B型)	11	1	9.1%
軽費老人ホーム(ケアハウス)	1,563	204	13.1%
老人福祉センター(特A型)	69	2	2.9%
老人福祉センター(A型)	204	18	8.8%
老人福祉センター(B型)	60	2	3.3%
○老人介護支援センター	2,150	731	34.0%
○身体障害者更生援護施設	4,476	209	4.7%
肢体不自由者更生施設	549	—	—
視覚障害者更生施設	160	—	—
聴覚・言語障害者更生施設	16	—	—
内部障害者更生施設	9	—	—
身体障害者療護施設	968	—	—
身体障害者福祉ホーム	32	3	9.4%
身体障害者授産施設	605	30	5.0%
身体障害者通所授産施設	469	33	7.0%
身体障害者小規模通所授産施設	180	4	2.2%
身体障害者福祉工場	33	11	33.3%
身体障害者福祉センター(A型)	68	5	7.4%
身体障害者福祉センター(B型)	481	39	8.1%
在宅障害者デイサービス施設	866	82	9.5%
障害者更生センター	—	—	—
補装具製作施設	—	—	—
盲導犬訓練施設	14	—	—
点字図書館	13	2	15.4%
点字出版施設	2	—	—
聴覚障害者情報提供施設	13	—	—

**社会福祉施設等における生活相談員等に占める
社会福祉士の数 <3-2>**

単位:人

社会福祉施設等	総数	うち社会福祉士数	比率
○婦人保護施設	131	17	13.0%
○児童福祉施設	937	111	11.8%
乳児院	2	—	—
母子生活支援施設	9	2	22.2%
保育所	—	—	—
児童養護施設	144	39	27.1%
知的障害児施設	303	32	10.6%
自閉症児施設	3	—	—
知的障害児通園施設	43	4	9.3%
盲児施設	—	—	—
ろうあ児施設	1	—	—
難聴幼児通園施設	2	1	50.0%
肢体不自由児施設	47	6	12.8%
肢体不自由児通園施設	10	—	—
肢体不自由児療護施設	2	2	100.0%
重症心身障害児施設	319	21	6.6%
情緒障害児短期治療施設	—	—	—
児童自立支援施設	23	—	—
児童家庭支援センター	13	2	15.4%
小型児童館	15	—	—
児童センター	3	2	66.7%
大型児童館A型	—	—	—
大型児童館B型	—	—	—
大型児童館C型	—	—	—
その他の児童館	—	—	—
自動遊園	0	—	—
○知的障害者援護施設	37,891	1,589	4.2%
知的障害者デイサービスセンター	880	40	4.5%
知的障害者更生施設(入所)	26,657	950	3.6%
知的障害者更生施設(通所)	3,773	200	5.3%
知的障害者授産施設(入所)	2,002	108	5.4%
知的障害者授産施設(通所)	3,797	247	6.5%
知的障害者小規模通所授産施設	272	16	5.9%
知的障害者通勤寮	440	23	5.2%
知的障害者福祉ホーム	12	1	8.3%
知的障害者福祉工場	58	4	6.9%

**社会福祉施設等における生活相談員等に占める
社会福祉士の数 <3-3>**

単位:人

社会福祉施設等	総数	うち社会福祉士数	比率
○母子福祉施設	18	—	—
母子福祉センター	18	—	—
母子休養ホーム	—	—	—
○精神障害者社会復帰施設	2,102	91	4.3%
精神障害者生活訓練施設	874	30	3.4%
精神障害者福祉ホーム	154	2	1.3%
精神障害者入所授産施設	38	1	2.6%
精神障害者通所授産施設	159	8	5.0%
精神障害者小規模通所授産施設	150	14	9.3%
精神障害者福祉工場	5	—	—
精神障害者地域生活支援センター	722	36	5.0%
○その他の社会福祉施設等	1,643	88	5.4%
授産施設	125	8	6.4%
宿所提供施設	138	10	7.2%
盲人ホーム	6	1	16.7%
隣保館	474	5	1.1%
へき地保健福祉館	—	—	—
へき地保健所	—	—	—
地域福祉センター	162	9	5.6%
老人憩の家	41	2	4.9%
老人休養ホーム	—	—	—
有料老人ホーム	696	53	7.6%

(注) 「社会福祉施設等調査報告」厚生労働省大臣官房統計情報部(平成15年度・平成15年10月1日現在)
単位(人)については、常勤換算数。常勤換算従事者数「0」は、0.5人未満。

福祉事務所の職員に占める社会福祉士の数

福祉事務所における職員の社会福祉士資格所持率は極めて低い。

単位：人

職 種	人員数	うち社会福祉士数	所持率
所 長	1,226	12	1.0%
次 長	34	4	11.8%
課 長	340	32	9.4%
係 長	2,352	88	3.7%
査察指導員	305	8	2.6%
生保担当現業員	11,372	318	2.8%
二法担当現業員	359	4	1.1%
五法担当現業員	7,185	282	3.9%

(注)「福祉事務所現況調査」厚生労働省社会・援護局総務課(平成16年10月1日現在)

社会福祉士の任用

<現行法令上の規定>

- ・児童相談所の所長(児童福祉法第12条の3②3号)、児童福祉司(児童福祉法第13条②3の2号)、地域包括支援センター(介護保険法施行規則第140条の52第2号口)の任用要件として規定されている。
- ・社会福祉士は、社会福祉法に定める社会福祉主事の任用要件として規定されている者と同等以上の者として位置づけられている(社会福祉法施行規則第1条第1号)。
- ・そのため、社会福祉施設の長や生活相談員等の任用要件として社会福祉主事の要件が準用されている場合には、特に「社会福祉士」という定めがなくても、施設長や生活相談員等に社会福祉士を配置することができる。

<実情>

これらの職種における社会福祉士資格所持率は概して低い

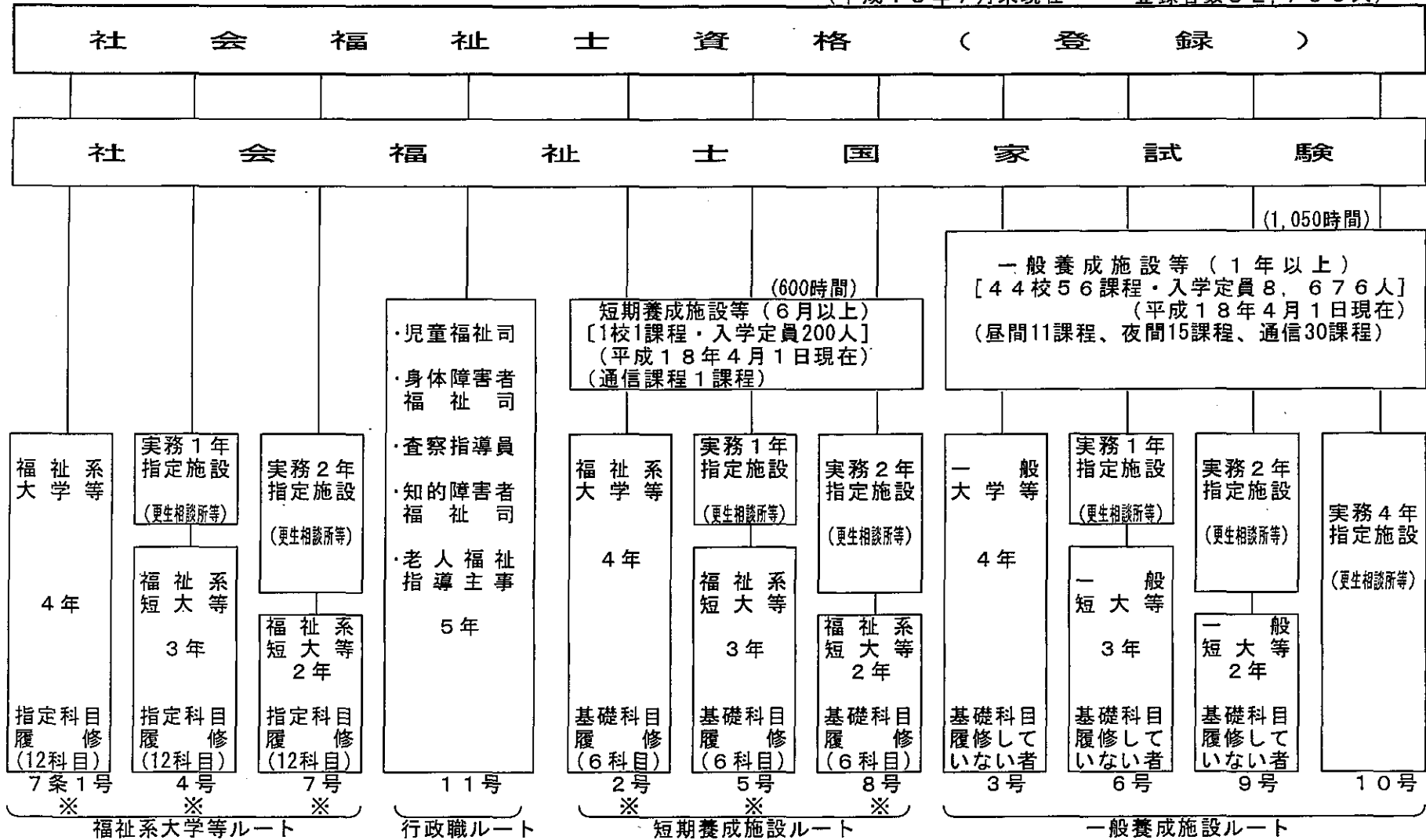
- 現在、福祉に係る各制度が施設基準の中で規定している施設長、生活指導員等の要件は、都道府県等が設置する福祉事務所の査察指導員や現業員の任用資格である社会福祉主事の要件を基調としているものが多い。
- 今後、介護サービスを担う施設長、生活指導員等の任用要件については、福祉事務所職員の任用資格である社会福祉主事の要件とは別個のものとして、介護サービスの向上、サービスマネジメントの観点から見直しを行うことが考えられる。その際、介護福祉士や社会福祉士として福祉の現場に従事している者のキャリアパスも念頭に置くことが重要である。

※「これからの介護を支える人材について—新しい介護福祉士の養成と生涯を通じた能力開発に向けて—」(介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会 2006年7月5日) より抜粋

社会福祉士資格取得方法の現状

社会福祉士の資格取得方法

(平成18年7月末現在・・・登録者数82,799人)



※ 時間数、授業内容、教員要件等の規制無し。

※ 平成18年5月現在、福祉系大学等の数は263校 (大学院4校、大学182校、短大14校、専修学校63校) である。

(社) 日本社会福祉士養成校協会調べ

各資格取得ルート of 現状

①福祉系大学等ルート

- ・社会福祉士試験の受験資格取得に必要な科目(指定科目)を告示で規定しているのみで、指定科目を履修して卒業すれば社会福祉士試験の受験資格を得ることが可能。
- ・指定科目の内容及び時間数(単位数)については、社会福祉士及び介護福祉士法令上の定めがないため、各大学等の裁量に委ねている。

②一般養成施設ルート

- ・一般養成施設とは、福祉系大学以外の大学等を卒業した者や厚生労働大臣が指定する社会福祉施設等で相談援助業務を4年以上経験した者等に対して、1年(授業時間1,050時間)以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得するために、法令に基づいて厚生労働大臣の指定を受けた養成施設。
- ・教育内容、教員要件、施設設備・教育用器具機材等については法令に基づく基準を遵守することが求められている。
- ・通信課程の社会福祉援助技術現場実習及び社会福祉援助技術現場実習指導の授業時間は、昼間・夜間課程の授業時間の2分の1となっている。

③短期養成施設ルート

- ・短期養成施設とは、福祉系大学等において告示で定められた基礎科目(指定科目のうち主に実習関係以外の科目)を修めて卒業した者等に対して6ヶ月(授業時間600時間)以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得するために、法令に基づいて厚生労働大臣の指定を受けた養成施設。
- ・一般養成施設と同様に、教育内容、教員要件、施設設備・教育用器具機材等については法令に基づく基準を遵守することが求められている。
- ・制度設立以来1校1課程しか設置されていない。

④行政職ルート

4つのルートの中で唯一、指定科目の履修や養成課程を得ることなく、行政機関での実務経験のみをもって受験資格を取得することができるルート。

<参考>

社会福祉士養成施設の状況

- 社会福祉士養成施設は、45校57課程(定員8,876人)人である(平成18年4月1日現在)。
 ○社会福祉士の受験資格を取得できる福祉系大学等の数は、263校である(平成18年4月1日現在)。
 (大学院4校、大学182校、短大14校、専門学校63校 ※(社)日本社会福祉士養成校協会調べ)

社会福祉士養成施設の状況 (平成18年4月1日現在)

(1) 課程別設置状況の推移 (45校57課程、定員8,876人)

	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
課程数	0課程	6課程	0課程	0課程	0課程	1課程	1課程	2課程	2課程	1課程
学年定員	0人	1,360人	0人	0人	0人	300人	600人	420人	118人	40人
	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	計
課程数	2課程	4課程	7課程	9課程	8課程	3課程	5課程	3課程	3課程	57課程
学年定員	450人	565人	1,330人	1,695人	848人	320人	310人	180人	340人	8,876人

注. 定員増減、課程の取消については、その課程の新設年度に計上。

(2) 設置形態別の状況 (45校57課程)

	学校法人立	社会福祉法人立	財団法人立	合計
短期大学	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
専門学校	37 (48)	2 (3)	0 (0)	39 (51)
養成機関(全社協等)	0 (0)	3 (3)	2 (2)	5 (5)
合計	38 (49)	5 (6)	2 (2)	45 (57)

注. () 内は、課程数。

資格取得ルート別受験者数及び合格者数

	福祉系大学 (第1号)		福祉系短大+実務1年 (第4号)		福祉系短大+実務2年 (第7号)		実務経歴(5年以上) ※行政職 (第11号)		一般養成施設 (1年課程) (第3, 6, 9, 10号)		短期養成施設 (6か月課程) (第2, 5, 8号)		合 計		
	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	合格率(%)
昭和63年度	792	82	0	0	0	0	189	75	52	23	0	0	1,033	180	17.4
平成元年度	1,354	216	0	0	0	0	111	59	152	103	0	0	1,617	378	23.4
平成2年度	1,723	184	6	0	0	0	76	30	760	314	0	0	2,565	528	20.6
平成3年度	2,135	341	3	0	2	0	78	31	1,091	502	0	0	3,309	874	26.4
平成4年度	2,552	427	21	0	16	2	77	22	1,220	473	0	0	3,886	924	23.8
平成5年度	3,132	459	50	2	25	1	82	25	1,409	562	0	0	4,698	1,049	22.3
平成6年度	4,033	801	101	9	47	5	56	28	1,650	717	0	0	5,887	1,560	26.5
平成7年度	5,401	1,309	136	17	74	7	62	31	1,960	927	0	0	7,633	2,291	30.0
平成8年度	6,896	1,612	182	14	109	19	47	18	2,415	1,169	0	0	9,649	2,832	29.4
平成9年度	9,107	2,149	251	19	147	18	80	36	2,950	1,238	0	0	12,535	3,460	27.6
平成10年度	11,888	3,033	385	28	259	40	94	50	3,580	1,623	0	0	16,206	4,774	29.5
平成11年度	14,419	3,746	533	47	437	53	113	57	4,310	1,846	0	0	19,812	5,749	29.0
平成12年度	16,454	3,732	684	44	575	67	107	40	5,142	2,191	0	0	22,962	6,074	26.5
平成13年度	19,761	5,057	914	73	667	101	94	55	6,893	3,057	0	0	28,329	8,343	29.5
平成14年度	22,656	6,366	1,193	113	771	116	87	47	8,745	3,859	0	0	33,452	10,501	31.4
平成15年度	25,884	6,669	1,388	124	819	110	75	36	9,491	3,794	0	0	37,657	10,733	28.5
平成16年度	28,179	7,437	1,650	183	893	122	79	50	10,243	4,449	0	0	41,044	12,241	29.8
平成17年度	30,331	7,559	1,751	208	990	168	83	43	10,546	4,244	0	0	43,701	12,222	28.0
合計(人)	206,697	51,179	9,248	881	5,831	829	1,590	733	72,609	31,091	0	0	295,975	84,713	
比率(%)	69.8	60.4	3.1	1.0	2.0	1.0	0.5	0.9	24.5	36.7	0.0	0.0	100	100	
合格率(%)	24.8		9.5		14.2		46.1		42.8		0.0		28.6		
			23.8												

(注) (財)社会福祉振興・試験センター調べ

社会福祉士養成課程の現状

社会福祉士養成施設養成課程（カリキュラム）と社会福祉士試験 受験資格取得に必要な指定科目及び社会福祉士試験科目比較表

社会福祉士養成施設 養成課程	時間数	法第7条第1号 (指定科目)	法第7条第2号 (基礎科目)	社会福祉士試験科目
社会福祉原論	60	社会福祉原論	社会福祉原論	社会福祉原論
老人福祉論	60	老人福祉論	老人福祉論	老人福祉論
障害者福祉論	60	障害者福祉論	障害者福祉論	障害者福祉論
児童福祉論	60	児童福祉論	児童福祉論	児童福祉論
社会保障論	60	左の3科目のうち、1科目	左の3科目のうち、1科目	社会保障論
公的扶助論	30			公的扶助論
地域福祉論	30			地域福祉論
社会福祉援助技術論	120	社会福祉援助技術論	—	社会福祉援助技術
社会福祉援助技術演習	120	社会福祉援助技術演習	—	—
社会福祉援助技術現場実習	180	社会福祉援助技術現場実習	—	—
社会福祉援助技術現場実習指導	90	社会福祉援助技術現場実習指導	—	—
心理学	30	左の3科目のうち、1科目	左の3科目のうち、1科目	心理学
社会学	30			社会学
法学	30			法学
医学一般	60	医学一般	—	医学一般
介護概論	30	介護概論	—	介護概論
合計（16科目） （下段は短期養成課程 の時間数（6科目））	1,050 600	時間数（単位数）及び シラバスの規定なし	時間数（単位数）及び シラバスの規定なし	・13科目 ・出題数150問 ・試験時間240分

社会福祉援助技術現場実習等の現状

社会福祉援助技術現場実習

- ①厚生労働大臣が定める施設や機関等における180時間以上の実習
- ②実習指導者による指導(3年以上の実務経験のある社会福祉士等)

社会福祉援助技術現場実習指導

- ①実習施設との連携の下の実習計画の作成
- ②実習前後に90時間以上の実習指導
- ③週1回以上の定期的巡回指導

社会福祉援助技術演習

実習前後の演習による学習

- ・これらの科目は、社会福祉士試験の試験科目となっていない。
- ・上記の事項については、福祉系大学等ルートには適用されていない。

実習施設等の範囲

社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第五条第一号ヲ及び第七条第一項第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（昭和六十二年十二月十五日厚生省告示第二百三号）

- 一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び指定医療機関
- 二 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する病院及び診療所
- 三 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に規定する身体障害者更生相談所、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設及び身体障害者福祉センター
- 四 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に規定する救護施設、更生施設及び授産施設
- 五 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所及び市町村の区域を単位とする社会福祉協議会の事務所
- 六 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)に規定する婦人相談所及び婦人保護施設
- 七 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)に規定する知的障害者更生相談所、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通園寮及び知的障害者福祉ホーム
- 八 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター並びに老人デイサービス事業
- 九 母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)に規定する母子福祉センター
- 十 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)に規定する介護老人保健施設及び地域包括支援センター
- 十一 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第百六十七号)の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- 十二 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)に規定する障害福祉サービス事業(同法附則第八条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。以下同じ。)のうち同法に規定する児童デイサービス及び障害者デイサービスを行う事業
- 十三 高齢者又は身体障害者に対し老人福祉法第十条の四第一項第二号に規定する便宜又は障害者自立支援法附則第八条第一項第六号に規定する障害者デイサービスのうち同法附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法第四条の二第三項に規定する身体障害者デイサービスを供与し、あわせて高齢者、身体障害者等に対する食事の提供その他の福祉サービスで地域住民が行うものを提供するための施設

実習指導者の要件

社会福祉士養成施設等指導要領及び介護福祉士養成施設等指導要領について
(昭和63年1月14日社庶第3号)(各都道府県知事あて厚生省社会局長通知)

別添1

社会福祉士養成施設等指導要領

8 実習に関する事項

(2) 実習指導者は、次のいずれかの要件に該当する者であること。

- ア 社会福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者
- イ 児童福祉司、身体障害者福祉司、社会福祉法第14条第1項第一号の所員、知的障害者福祉司又は老人福祉法第6条に規定する社会福祉主事として、8年以上相談援助業務に従事した経験のある者
- ウ 社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う社会福祉士養成施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、社会福祉士の資格を有する者

社会福祉士を取り巻く状況の変化

福祉ニーズの変化

社会福祉士制度創設後、社会福祉士を取り巻く状況は大きく変化

○バブル経済の破綻に伴う低経済成長

○急速に進行する人口構造の少子高齢化や世帯規模の縮小化

【増大化、複雑化する国民の福祉需要】

- ・増大する高齢者の介護ニーズ: 身体介護に加えて、認知症への適切な対応
- ・ホームレスや生活保護の被保護者に対する自立支援
- ・増加する児童や高齢者虐待への対応
- ・障害者の地域生活支援 等

福祉需要へ対応するための社会福祉の分野における様々な制度改革

福祉・介護分野のパラダイム転換

社会福祉の実施体制の変化

社会福祉士制度創設期の低所得者を対象とする自治体の措置による
施設入所型のサービス提供体制

福祉関係八法改正
ゴールドプラン

- ・在宅福祉サービスと施設福祉サービスを市町村において一元的に提供するサービス体系への転換
- ・在宅福祉の積極的な推進による高齢者保健福祉分野の基盤整備

介護保険法
支援費制度

行政がサービスの配分を行う措置制度から、福祉サービス利用者の選択と自己決定に基づく、事業者と利用者との対等な契約関係による利用者本位の社会福祉への大きな転換

○社会福祉の対象は低所得者に限定したものから広く福祉サービスを必要とする者へと普遍化

○福祉サービスを利用する者の自立と尊厳を重視したサービスの提供

相談支援システムの変化

- 在宅介護支援センターの設置
- ケアマネジメントの導入
- 地域包括支援センターの設置
- 自立支援プログラムの導入と就労支援の重視

サービスの利用支援と権利擁護

- サービスの利用支援としての苦情解決や第三者評価等
- 権利擁護活動と成年後見活動等

社会福祉経営の変化

- 社会福祉経営における説明責任、法令遵守、ガバナンスの確立や経営能力の向上
- 社会福祉法人、NPO法人、株式会社等の経営主体の多様化
- 個人情報保護法の施行

その他の変化

- 福祉に関する計画の策定と実施
- 独立型社会福祉士の登場(介護支援専門員、成年後見人等)
- 社会福祉士の社会復帰調整官としての位置づけ(医療観察法)
- 診療報酬における社会福祉士の評価(回復期リハビリテーション病棟入院料等)